様式第１号（第２条第１項関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  廃棄物処理試験研究承認申請書  　茨城県知事殿  　　　　 申請者  　　　　　　　　　　　　　　　 住　所  　　　　 氏　名（法人にあって名称及び代表者）    　　　　 電話番号  　次のとおり産業廃棄物を使用した試験研究を行いたいので、関係書類を添えて申請します。 | | | | | |
| 試験研究を行う場所  (※１) | |  | | |
| 使用する産業廃棄物  (※２) | | 種　類 | |  |
| 量 | |  |
| 排出事業者 | |  |
| 試験研究の目的  (※３) | |  | | |
| 試験研究の内容  (※４) | |  | | |
| 試験研究期間 | | 年　月　日　から　　　　年　月　日  （　　　　日間） | | |
| 試験研究を行う施設の位置、構造等  (※５) | |  | | |
| 試験研究の施設の維持管理に関する計画 | |  | | |
| 生活環境  保全対策  (※６) | 大気汚染防止対策 |  | | |
| 水質汚濁  防止対策 |  | | |
| 騒音振動  防止対策 |  | | |
| 悪臭発散  防止対策 |  | | |
| 事故防止対策及び事故時の措置 | |  | | |
| 試験研究終了後の施設の撤去計画 | |  | | |
| 廃棄物を処理した後の生成物の処理方法  (※７) | |  | | |
| 試験研究の周知  (※８) | |  | | |
| 試験研究をする施設の管理責任者 | | 住　所 |  | |
| 氏　名 |  | |
| 連絡先 |  | |
| (留意事項）  ※１　「試験研究を行う場所」には、試験研究施設の所在地を記載するとともに、付近の見取り図を添付すること。  ※２　「使用する産業廃棄物」には、性状を明らかにする書類(成分分析表など)を添付すること  ※３　「試験研究の目的」には、期待される成果を含め、具体的に記載すること。また、試験研究の目的が　　明確となるよう、これまで行った試験研究の成果(論文や特許等)を添付すること  ※４　「試験研究の内容」には、試験研究を行う課題毎の調査方法、回数、廃棄物の使用量、スケジュール　　などの詳細について具体的に記載すること。  ※５　「試験研究を行う施設の位置、構造等」は、できる限り図面、表等を用い、次の図面等を添付すること。  　(1)産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該処理施設を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  　(2)試験研究工程図  　(3)施設の処理能力計算書  ※６　「生活環境保全対策」については、環境へ影響を及ぼさないことを定量的に明らかにした書類を添付　　すること。  ※７　「廃棄物を処理した後の生成物の処理方法」には、発生する生成物の種類毎に、その量及び処理の方　　法を記載するとともに、処理を委託する場合にあっては、委託先の処理業者名を記載し、許可証の写し　　を添付すること。  ※８　住民説明会等を実施した場合に、開催日時、開催場所、対象範囲及び出席者数、説明内容、質疑内容等を記載すること。  (添付書類）  １　試験研究に要する資金の総額、その資金の調達方法及びその調達が確実であると証する書類  ２　申請者が法人の場合には、定款または寄付行為及び３月以内に発行された登記簿謄本  ３　申請者が個人の場合には、３月以内に発行された住民票の写し  ４　試験研究施設が当該試験を安全に行うために必要な構造を有していることを証明するもの（建築確認等）  ５　試験研究を行う施設に係る３月以内に発行された登記簿謄本（土地及び建屋）  ６　他人の施設を利用する場合は、当該施設に係る賃借契約書の写し  ７　他人の産業廃棄物を使用して試験研究を行う場合には、当該試験研究に使用する産業廃棄物を排出した事業者が、当該試験研究に供することについて承諾していることを証する書類  ８　試験研究の実施者等が使用する設備及び取扱う廃棄物の性状・物性について十分な知識を有することを証する書類。  ９　以下のことを証する若しくは説明する書類  　①営利を目的としないこと。  　②学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るものであること。  　③試験研究期間は試験研究の結果を示すことができる合理的な期間であること。  　④取り扱う産業廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことができる合理的な期間に取り扱う量であること。  　⑤法第12条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。  　⑥試験研究を行う施設については、当該試験研究を行う適正なものであるとともに、法第15条の2第1項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。  　⑦試験研究の実施者等が、取扱う廃棄物の性状・物性等について十分な知識を有すること  　⑧同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、当該試験研究の実施の必要性を判断し、主として不正な産業廃棄物の処理を目的としたものでないことが確認できるものであること。  10　その他知事が必要と認める書類  **※申請書の各項目について欄が不足する場合には、適宜別紙としてください。**  **※申請書（及び添付書類）は３部提出してください。** | | | | |